

京都市告示第 259 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 9 月 12 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	岩倉水0342号	左京区岩倉花園町360番地の1地先 同町360番地の2地先	
2	山ノ内水0011号	右京区山ノ内宮前町5番地の9地先 同町26番地の4地先	
3	花園水0001号	右京区花園寺ノ内町19番地の3地先 同町18番地地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	太秦水0002号	右京区太秦下刑部町2番地の1地先 同町10番地の20地先	
2	太秦水0004号	右京区太秦下刑部町9番地の3地先 同町12番地地先	
3	太秦水0006号	右京区太秦下刑部町14番地の5 同上	
4	太秦水0010号	右京区太秦下刑部町3番地の1地先 同町13番地の2地先	
5	太秦水0100号	右京区太秦下刑部町10番地の20地先 同町10番地の2地先	
6	太秦水0101号	右京区太秦下刑部町10番地の2地先 同町10番地の3地先	

(建設局土木管理部道路明示課)